

議案第 15 号

関市国民健康保険税条例の一部改正について

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 22 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

徴収猶予に関する規定を改めるため、この条例を定めようとする。

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

関市国民健康保険税条例（昭和 33 年関市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「3 箇月」を「1 年」に改め、同条第 2 項中「申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して」を「申請書を」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 徴収猶予を受けようとする金額及び期間

第 13 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 提供しようとする担保の有無

第 13 条に次の 1 項を加える。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 徴収猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 提供しようとする担保がある場合には、当該担保に関する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の関市国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。